

災害等にあったとき・・・税制面での軽減・減免措置

先日西日本豪雨による大規模な災害がありました。被災された方には心よりお見舞い申し上げます。国税では、万が一災害等により損害を受けた場合には、下記のような軽減措置が設けられています。また、地方税でも減免や猶予を設けている自治体があります。

【1】申告などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。この延長には、①国税庁長官が地域と期日を指定する「地域指定」と②所轄税務署長に期限の延長を申請し、承認を受ける「個別指定」があります。今回の西日本豪雨でも岡山県・山口県・広島県・愛媛県の一部が「地域指定」されています。

【2】所得税の全部または一部の軽減（雑損控除と減免法の税金軽減免除）

災害により損害を受けたときは、確定申告で①所得税法の「**雑損控除**」②「**災害減免法の税金の軽減免除**」のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減できます。

	① 雑損控除（所得税法）	② 災害減免法
発生原因	災害・盗難・横領	災害のみ
対象資産	棚卸資産・事業用資産・生活に通常必要でない資産のいずれにも該当しない資産	住宅・家財 (時価の1/2以上損害が条件)
①所得から控除 ②所得税額の減免 処置	いずれか多い額が 所得控除 ・損害額※－所得金額×10% ・損害額※のうち災害関連支出の金額－5万円 ※損害額＝損害金額－保険金 災害関連支出…災害により滅失した住宅・家財の除去のための費用です	その年の所得金額により 所得税が減免されます 500万以下…所得税全額減免 500万～750万…所得税1/2減免 750万～1000万…所得税1/4減免 その年の所得金額が1000万以下の方に限ります
その他	その年の所得から控除しきれない金額は翌年以後3年間の所得から控除できる	減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。

【3】納税の猶予

災害等により財産の相当の損失を受けた場合は、災害のやんだ日から2か月以内に所轄税務署長に申請することにより、次のような納税の猶予が受けられます

- ・損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税…納期限から1年以内の猶予
- ・既に納期限が到来している国税

一時に納付することが困難と認められる国税…(猶予期間)原則として1年以内